# 介護保険の加算報酬(2026年7月1日以降)

**①地域単価**

| | |
|---|---|
| 地域 | 島田市(7級地) |
| 地域単価 | 10.17円 |

**②各種加算**

| 加算の名称 | 単位数 | 自己負担 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | (1割) | (2割) | (3割) | |
| 初期加算 | 30 | 31 円 | 61 円 | 92 円 | 30日分まで |
| 認知症加算(Ⅲ) | 760 | 773 円 | 1,546 円 | 2,319 円 | 1月につき |
| 認知症加算(Ⅳ) | 460 | 468 円 | 936 円 | 1,404 円 | 1月につき |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 200 | 204 円 | 407 円 | 611 円 | 1日につき |
| 若年性認知症利用者受入加算(要支援) | 450 | 458 円 | 916 円 | 1,373 円 | 1月につき |
| 若年性認知症利用者受入加算(要介護) | 800 | 814 円 | 1,628 円 | 2,441 円 | 1月につき |
| 訪問体制強化加算 | 1000 | 1,017 円 | 2,034 円 | 3,051 円 | 1月につき |
| 総合マネジメント体制強化加算(I) | 1200 | 1,221 円 | 2,441 円 | 3,662 円 | 1月につき |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) | 10 | 11 円 | 21 円 | 31 円 | 1月につき |
| サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 350 | 356 円 | 712 円 | 1,068 円 | 1月につき |
| 短期利用時 | 12 | 13 円 | 25 円 | 37 円 | 1日につき |
| 介護職員等処遇改善加算(II)ロ | 1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(18.3%) | | | | 1月につき |

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2026年6月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

※ 認知症加算は要介護者のみです。

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は短期利用時のみです。短期利用時に算定される加算は当該加算とサービス提供体制強化加算、生産性向上推進体制加算、介護職員等処遇改善加算のみとなります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

# 保険の対象とはならない費用一覧(2022年10月1日以降)

| 名称 | 内容 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 食事の提供に要する費用 | 朝食:350円、昼食:650円、おやつ:50円、夕食:700円<br>(食材・調理費を含む。) | |
| 宿泊に要する費用 | 1泊2日2,200円 | |
| おむつ代 | 実費を徴収 | |
| 日常生活費 | 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収します。 | |

(以下余白)